

かなれ会計 ニュースレター2月号

令和6年度税制改正大綱（子育て支援関係）について

令和5年12月14日、自由民主党および公明党から「令和6年度税制改正大綱」が公表されました。今回は、税制改正大綱の中から、「子育て支援に関する政策税制」を中心に紹介していきます。

この「子育て支援に関する政策税制」については、大綱の中で、「子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。」としています。そして、以下の（1）から（3）については、令和6年度税制改正の基本的考え方の「6. 扶養控除等の見直し」と併せて行う子育て支援税制として、さらに令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得るとしています。

- （1）子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充
- （2）子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充
- （3）子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

このうち、「（1）および（2）については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応する。」としています。

今回は、この（1）から（3）について紹介していきます。

- （1）子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

住宅ローン控除については、令和5年度税制改正においても改正されていますが、図1の赤字部分について、新たな措置が設けられる予定です。

大綱によると、子育て世帯および若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行うとしています。具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置を講ずるとしています。

また、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえ、新築住宅の床面積要件について

合計所得金額1,000万円以下の者に限り40平方メートルに緩和するとしています。

なお、所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するとしています。

- （2）子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯および若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加えるとしています。

- （3）子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保証）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずるとしています。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実際の適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている実態を踏まえ、現行の12万円から変更しないとしています。

また、一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外するとしています。

以上を図示したものが、金融庁の税制改正要望において図2のとおり紹介されています。

この（3）の措置は、上記（1）および（2）の措置と異なり、令和6年度税制改正大綱の「6. 扶養控除等の見直し」と併せて行う子育て支援税制として、令和7年度税制改正においてさらに検討を加え、結論を得るとしています。

以上、確認してきたように、住宅税制としての（1）および（2）の措置は先行的に対応するとされていることから、来年の税制改正法案として成立する可能性が高い。既存の住宅ローン控除制度と併せて確認が必要です。

（JDLSonicより）

図 1

住宅ローン減税の借入限度額及び床面積要件の維持(所得税・個人住民税)						
2024年入居等の場合の借入限度額及び床面積要件について、以下(※今回の改正内容は下線)のとおり措置する。						
<入居年>		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年	
控除率: 0.7%					与党大綱 R7年度税制改正にて R6と同様の方向性で検討	
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯・世帯主連帯世帯 :5,000万円【今回改正内容】	4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て世帯・世帯主連帯世帯 :4,800万円【今回改正内容】	3,500万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て世帯・世帯主連帯世帯 :4,000万円【今回改正内容】	3,000万円	
		その他の住宅	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認: 2,000万円)		
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
		その他の住宅	2,000万円			
		新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)			
		既存住宅	10年			
所得要件		2,000万円				
床面積要件		50㎡(新築の場合) 2024(R6)年までに建築確認:40㎡【今回改正内容】(所得要件:1,000万円)				

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

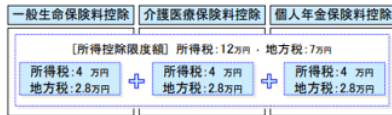
与党大綱 R7年度税制改正にてR6と同様の方向性で検討

※国土交通省 WEB サイト参照

図 2

【現行制度】

※2012年1月以降の契約について



【要望する制度】



※金融庁ウェブサイト参照